

令和6年第10回
志木市農業委員会総会議事録

令和6年10月29日

志木市農業委員会

令和6年第10回志木市農業委員会総会日程

令和6年10月29日（火）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- （1）議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- （2）議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第4 諸報告

- （1）報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- （1）次回総会日程について
- （2）その他

第6 閉会

《議事録令和6年第10回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月29日（火）午後1時55分から午後3時30分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員（11人）

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	齊藤 正歳
	2番	細田 次男
	3番	細田 公雄
	4番	清水 隆司
	5番	小山 武英
	6番	三枝 将樹
	7番	金子 秀之
職務代理	9番	波澄 洋子
	10番	佐藤 浩之
	11番	志村 二美重

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古屋 大輔
書記	大石 和

6. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、令和6年第10回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、12人中11人ございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和6年第10回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、2番 細田次男委員、3番 細田公雄委員にお願いいたします。併せて、書記として大石主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

(2) 議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

事務局朗読をお願いいたします。

○大石主事 【事務局説明】

本案件は、引き続き農業経営を行っている旨についての証明です。こちらは、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号39、40、43、47番の申請人及び農地の状況につきましては、金子秀之委員に、受付番号42番の申請人及び農地の状況につきましては、志村二美重委員に、受付番号44番の申請人及び農地の状況につきましては、齋藤正歳委員に、受付番号45番の申請人及び農地の状況につきましては、田中満男会長に、ご同行いただいて、確認しております。

この後、それぞれの委員よりご説明がございました。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第17号 受付番号39、40、43、47番「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」につきまして、金子秀之委員より説明、報告をお願いいたします。

○7番 金子秀之委員

会長の指名がありましたので、議案第17号 受付番号39、40、43、47番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、5、7、10、11ページをお開きください。

市役所から県道を〇〇方面へ進み、■■■の交差点を〇折、〇キロほど進み、■■交差点を〇折した後、〇〇メートル進み、〇〇を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、水稻や柿、ゆず等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、議案第17号 受付番号42番については、志村二美重委員に説明、報告をお願いいたします。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第17号受付番号42番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である△△△氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

資料は、6ページをお開きください。

市役所から県道を〇〇方面へ進み、■■■の交差点を〇折、〇キロほど進み、■■交差点を〇折した後、〇〇メートル進み、〇〇を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、スタチや柿、ゆず、カリン等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である△△△氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、議案第17号 受付番号44番については、齋藤正歳委員に説明、報告をお願い致します。

○1番 齊藤委員

会長の指名がありましたので、議案第17号受付番号44番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である★★★氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。受付番号44番の申請地は、8ページをお開きください。

市役所から県道を〇〇方面へ進み、■■■の交差点を〇折、〇キロほど進み、■■交差点を〇折した後、〇〇メートル進み、〇〇を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、柿やゆず、梅等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ★★★氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第17号受付番号45番について、わたくし田中より、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、9ページをお開きください。

市役所から県道を□□方面へ進み、■■■の交差点を〇折、〇キロほど進み、■■交差点を〇折した後、〇〇メートル進み、〇〇を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、水稻や柿等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、議案第17号 受付番号39、40、43、47番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第17号 受付番号39、40、43、47番は可決されました。ありがとうございました。続きまして議案第18号受付番号46番について、事務局より説明を求めます。

○大石主事【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

申請番号46番の農地の状況につきましては、志村二美重委員に、ご同行いただいて確認してまいりました。この後、志村委員よりご説明がございました。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第18号 受付番号46番につきましては、志村二美重委員より、説明、報告を求めます。

○11番 志村二美重委員

会長の指名がありましたので、議案第18号受付番号46番について、説明、報告を行います。本案件は、申請者である ◇◇◇◇ 氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。申請地は、12ページをお開きください。

市役所から県道を□□□方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

今回、被相続人 △△△ 氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、◇◇◇◇ 氏が後を継ぐものであります。

事務局と同行して、申請農地である●●●丁目□□□他★筆の現地を確認したところ、水稻やサトイモ、ダイズが栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である ◇◇◇◇ 氏は、△△△ 氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第18号 受付番号46番について、
質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行ないます。本議案、生産緑地に
係る農業の主たる従事者等についての証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第18号受付番号46番は可決されました。
ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理
の決定について

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、報告第21号受付番号10番につきまして私 田中からご説明、報告を行います。

資料は、13ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□
交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ
迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

続きまして、受付番号11番につきまして小山武英委員の報告を求めます。

○5番 小山武英委員

会長の指名がありましたので、報告第21号 受付番号11番について、説明、報告を行
います。

資料は、14ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□

交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

ただいまの報告第21号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和6年11月26日 火曜日、午後2時、志木市役所2階 大会議室2-1で行う予定で
ございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和6年11月26日 火曜日、午後2時ということでよろしくをお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 古屋主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ① 生産緑地の買取りあっせんについて
- ② 地域計画協議の場、農業委員のコーディネート協力について
- ③ 農業委員会行政視察の会計報告について
- ④ 産業祭（市民まつり）について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和6年第10回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名
押印する。

令和6年10月29日

志木市農業委員会議長 田中 満男

2 番 細田 次男

3 番 細田 公雄